

令和 8 年 9 月 23 日

西柴団地自治会地区に土地・建物をご所有の皆様

西柴団地自治会
会長 山田 佳一

西柴団地自治会地区建築協定へのご加入のお願い

暦の上では秋を迎えましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、私たちの街の良好な住環境を守るための共通のルールである「西柴団地自治会地区建築協定」につきまして、改定の準備を進めてまいりました。このたび、新しい建築協定書と具体的な基準をまとめた運用基準(案)が整いましたので、皆様にお届けいたします。

本協定は、皆様の快適な暮らしと大切な資産を守るためのものです。趣旨にご賛同いただき、協定にご加入される方は、同封の協定書(3 通)に押印のうえ、協定書 3 通をご提出いただくようお願い申し上げます。

【協定書への記入・押印の留意点】

1. 協定書のページ 4 に、同意した年月日を必ず記入してください。
2. 「土地の表示」欄には地番を記載しています。住所ではありません。
3. 「住所」、「氏名」欄には、登記簿に基づき所有者等を全員分記載しています。
所有者の住所や氏名が異なる場合は、西柴団地自治会にご連絡ください。
4. 協定への加入には、持ち分の過半の所有者の押印が必要です。
 - 押印された方の持ち分の合計が 50%を超える必要があります。持ち分の合計が 50%を超えていない場合は、改めてご連絡差し上げます。
お二人で 50%ずつお持ちの場合は、お二人の押印が必要です。
 - 複数の同姓の方が押印する場合には異なる印鑑(認印でよい。)が必要です。
 - サインで押印に替えることができます。その場合は、印刷されている氏名の右にフルネームを記載(自署)してください。
5. 協定書はそれぞれ同じものを 3 通提出ください。
 - これらを一括して横浜市に提出し、審査を受けます。
 - 建築協定成立(市による認可公告)後、2 通が自治会に返還されます。
 - うち 1 通は西柴団地自治会地区建築協定運営委員会で保管し、1 通を各土地の所有者等に返却します。

事務担当は、建築協定改定特別委員会

お問合せは、西柴団地自治会

電話:045-701-4961

e-mail:nisisiba4@yahoo.co.jp

<裏面にご提出にあたってのチェックシートを掲載しています。>

チェックシート

□記入済みの協定書を、3通すべてについて、下表の項目についてチェックしてください。

記入漏れ・印漏れはありませんか？	
(1)記入日は記入済みですか？	☐
(2)地名地番(印刷済み)	☐
(3)住所（印刷済み）	☐
(4)氏名（印刷済み）	☐
(5)押印もしくは自署による署名はお済みですか？	☐
地名地番	
住所ではなく、地番が印字されているか？	☐
複数筆の土地を所有している場合、すべての土地の地番が印字されているか？	☐
氏名	
所有者等が複数の場合は、合計持ち分が過半となる所有者等全員が押印もしくは自署による署名をしていますか？	☐
押印	
印影が鮮明に押されていますか？	☐
所有者等が複数の場合は、全員が異なる印影の印鑑を使用していますか？	☐

□必要な提出書類は揃っていますか？

提出書類の確認	
記入済みの協定書（3通）をご提出ください。	☐

以上